省　令

○法務省令第二十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一　要随伴者の後見人、保佐人、配偶者、親権を行う者若しくは扶養義務者又はこれらに準ずる者であり、かつ、要随伴者の活動等を補助する意思及び能力を有する者であつて、次のいずれにも該当しないもの

イ　当該要随伴者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

ロ　家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

ハ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ニ　成年被後見人又は被保佐人

ホ　未成年者

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○中央選挙管理会告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二第一項及び第三項の規定に基づき、平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

平成二十六年五月十五日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

衆議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
民主党	滋賀県大津市一里山一丁目五番八号	川端　達夫

○消防庁告示第二十一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第一項第一号の規定に基づき、左記の者を防炎表示を付する者として登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年五月十五日

消防庁長官　大石　利雄

AE—㉓—1181	株式会社タイテック	住友　浩巳
E—㉞—44497		
E—㊵—44498	岡根　修平	
E—㊼—44499	有限会社リフォーム施工	福永　裕幸
E—㊺—44501		
E—②—44502		齋藤　正伸
E—⑬—44503		日朝　健
E—⑲—44504		中島　健
E—㉓—44505	有限会社タケッチ	
E—⑰—44506	株式会社アイワーク	
E—㉓—44507	株式会社ミニミニサービス栄本部	
E—⑬—44508	ハーツ株式会社	
E—㊵—44509	生見　隆男	
E—㉚—44510	創樂建工株式会社	
E—㊶—44511	松尾　紹弘	
E—㊵—44512	烏山　浩司郎	
E—㉗—44513	橋本　孝啓	
E—⑳—44514	池田　浩之	
E—⑬—44515	株式会社シェッズ	
E—㉝—44516	井上　政男	
E—㊵—44517	合同会社ケイズクリエイト	
E—⑬—44518	株式会社古林	
E—⑫—44519	飛田建設有限会社	
E—②—44520	椙　潤一	
E—⑬—44521	阿部　弘義	
E—㉓—44522	舘　亮一	
E—㊵—44523	株式会社ダイシン	
E—㊵—44524	山口　慎吾	
E—㉗—44525	株式会社K—ART	
E—㉓—44526	渡辺　政則	
E—③—44527	五十嵐　一雄	
E—⑨—44528	大丸株式会社	
E—⑫—44529	松下　直樹	
E—⑦—44530	合同会社瞰人館	
E—②—44531	傳法　弘文	
E—⑬—44532	斎藤　卓勇	
E—㉓—44533	株式会社シード	
E—②—44534	田代　博之	
E—㉓—44535	リビングプラボ株式会社	
E—㉓—44536	田中　誠	
E—㉓—44537	綿平建物サービス株式会社	
E—③—44538	小島　操一	
E—⑭—44539	協和建装株式会社	
E—㉒—44540	小澤　真也	
E—㉗—44541	有限会社森田照商店	
E—㊵—44542	柳　昌利	
E—③—44543	中澤　嘉彦	
E—⑩—44544	株式会社トヨダプロダクツ	
E—㊵—44545	株式会社アイディエス	
E—㊷—44546	有限会社インテリアコバヤシ	
E—㉞—44547	株式会社ジョイリフォーム	
E—㉗—44548	株式会社アイワシタ	
E—㊵—44549	株式会社パック	
E—⑬—44550	新山　友之	
E—②—44551	株式会社ピー・エイチ・ワークス	
E—⑬—44552	坂口　行廣	
E—㉚—44553	柳原　賢祐	
E—㊳—44554	有限会社インドア	
E—⑥—44555	グローバルインテリア株式会社	
E—⑨—44556	株式会社松昇	
E—㉓—44557	有限会社都築室内美装	
E—㉓—44558	トラストクリエイト株式会社	
E—㉓—44559	有限会社センコー社	
E—㉓—44560	株式会社タクティー	
E—㉓—44561	有限会社東京ピロード	
FE—⑬—1365	有限会社春栄通商	
F—㊵—1366	株式会社関西壽	
F—㉙—1367	伊藤忠ホームファッション株式会社	
FE—⑬—1368	ノーマンジャパン株式会社	
F—⑬—1369		

○法務省告示第一百三十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十六年五月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　東京都練馬区氷川台２丁目１番２号
徐麗娟　昭和37年10月６日生

住所　東京都豊島区上池袋１丁目37番22号
朴智娟　昭和62年５月25日生

住所　兵庫県赤穂市さつき町35番地８
金紗世　昭和62年４月22日生

住所　山梨県西八代郡市川三郷町大塚1064番地５
カワムラ・ラミレス・シンジ・アルベルト　昭和58年５月８日生

住所　福井県敦賀市野神１号33番地１
エイジ・カワムラ・コバヤシ　平成20年10月20日生

住所　福井県敦賀市野神１号33番地１
姜敬子　昭和41年９月14日生

告　示

○総務省告示第百八十二号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十二年法律第九十号）第二条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十六年五月十五日

総務大臣　新藤　義孝

名称	日本共産党本部周辺地域
期間	平成二十六年五月十七日から平成二十七年五月十六日まで
地域	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目一番から三十二番まで（ただし、二十四番については、特別区道第一〇五三号路線の部分に限る。） 千駄ヶ谷四丁目 代々木一丁目
差点	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交